

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月17日

分任支出負担行為担当官

福岡空港事務所長 野村 伸一

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 福岡空港A/G装置設置工事
- (2) 工事場所 福岡空港事務所:福岡市博多区上臼井字屋敷295
第1 T S R / T X サイト:福岡市博多区上臼井641-1
- (3) 工事内容 本工事は、福岡空港A/G装置設置及びにこれに係る附帯設備の設置
を行うものである。
- (4) 工 期 契約締結の翌日から令和5年3月27日まで
- (5) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。
なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に
代えることができる。
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価
落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の対象工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事
である。
- (8) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以
下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。
- (9) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事であ
る。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70
条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時まで大阪航空局の令和3・4年度一般（指名）競争参加資格者のうち「電
気通信工事業」でA又はB等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14
年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再
生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている
者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一
般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和2年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者（2. (2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (7) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 予決令第73条に基づき、分任支出負担行為担当官が定める要件を全て満たす者であること。（詳細については別紙を参照すること。）

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- 1) 入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
- 2) 3. (2)に示す企業の施工能力及び配置予定技術者の能力及び賃上げ実施の表明によって得られる加算点の合計は最大22点とする。
- 3) 得られた標準点、加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については入札説明書による。

(2) 加算点評価項目

加算点の評価項目は、以下のとおりとし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。

- 1) 企業の施工能力に関する事項
- 2) 配置予定技術者の能力に関する事項
- 3) 賃上げ実施の表明

(3) 落札者の決定

入札参加者は価格、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力及び賃上げ実施の表明をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数を、その入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点+加算点)÷(入札価格)}）を算出する。

なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- 2) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い評価値をもって入札した者を落札者となるべき者とする。

なお、標準点、加算点の詳細事項については入札説明書による。

- 3) 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条第1項に基づく低入札価格調査を行う。
- (4) 3.(3)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

4. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒812-0005 福岡市博多区上臼井字屋敷295

福岡空港事務所 総務部 会計課

電話番号：092-621-2275（内線：2234）

F A X：092-621-3063

(2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク

電話番号 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

交付期間 令和4年10月17日 9時から令和4年10月28日 17時まで。

交付方法 上記4.(1)に問い合わせること。

(4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和4年10月17日から令和4年10月31日まで。（土曜日、日曜日、祝日までを除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。）

提出場所 4.(1)に同じ。

申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。

(5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札日時 令和4年11月22日 9時00分から17時00分まで

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに4.(1)あて持参すること。（郵送又は託送による提出は認めない。）

なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。

開札日時 令和4年11月24日 10時30分

開札場所 福岡空港事務所 会議室等

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、詳細は入札説明書による。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむ得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(5) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
 - 2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も4. (4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時ににおいて、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (11) 契約後VEの提案
 - 契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
- (12) その他詳細は入札説明書による。

[入札公告:別紙]

件名: 福岡空港A/G装置設置工事

発注概要:

本工事は、福岡空港A/G装置設置及びにこれに係る附帯設備の設置を行うものである。

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官福岡空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。
なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること

(1) 施工実績

平成19年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の1) または2) の要件を満たす工事（以下「同種・類似工事」という。）の実績（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る）。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した施工実績の場合においては、工事成績評定の評定点が65点未満のものは除く。

1) 同種工事

- ① 航空交通管制業務に係るレーダー施設（※1）
- ② ILS施設（※2）
- ③ 航空交通管制業務に係る管制卓（通信制御装置）（※3）
- ④ VOR/DME（若しくはTACAN）施設（※4）
- ⑤ 航空交通管制情報処理システム等におけるホストコンピュータ（メインフレーム、サーバ）（※5）
- ⑥ 航空運航情報業務のうち運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置又は対空援助業務に係る通信制御装置
- ⑦ 対空通信施設（A/G、RAG、ATIS、RCAG及びAEIS等）又はNDB施設
上記①～⑦のいずれかの新設若しくは更新工事。（※6）

2) 類似工事

2件以上の、航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事、場周警備設備、海上警備設備、空港防護設備、航空安全推進ネットワーク、保安防災指令装置の新設、更新又は撤去工事

[入札公告:別紙]

(注)

- ※1 航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。
- ※2 ILS施設のうち、それらを構成するT-DMEのみの単独工事も同種とする。
- ※3 航空交通管制業務とは、航空路管制、ターミナルレーダー管制、進入管制、着陸誘導管制及び飛行場管制業務をいう。
- ※4 VOR/DME（若しくはTACAN）施設は、VOR、TACAN、DMEのみの単独工事も同種とする。
- ※5 航空交通管制情報処理システム等とは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルアルファニューメリック表示システム、洋上管制データ表示システム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。なお、航空交通管制情報処理システムのうち端末のみの工事は類似とする。
- ※6 訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものは類似とする。

- (2) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。なお、本工事は特例監理技術者の配置は認めない。
- 1) 平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した以下の①又は②の要件を満たす工事の経験を有すること（海外認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）。
- なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した施工実績の場合においては、工事成績評定の評定点が65点未満のものは除く。
- ① 同種工事
航空保安用の施設又は工作物の新設若しくは更新にかかる電気通信工事。
ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されていないものは類似工事とする。
- ② 類似工事
下記のイ)又はロ)の要件を満たす工事
イ) 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所用の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事の施工実績。
ロ) イ)の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事の施工実績
- 2) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- 3) 当該技術者について、入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。
- (3) 大阪航空局が発注した電気通信工事で、令和2年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。